

ID: 211

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事店の指定		
例規名 根拠条項	八頭町下水道排水設備指定工事店規則 第3条		
例規番号	平成17年規則第117号		
<p>【根拠条文】 (指定工事店の指定) 第3条 条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、町長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、経営内容その他について、指定工事店として不相当であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 責任技術者が1人以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 鳥取県内に営業所があること。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (指定の欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する工事業者は、指定工事店の指定を受けることができない。</p> <p>(1) 工事業者(法人にあつては代表者)が成人被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない場合 (2) 工事業者(法人にあつては代表者)が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 (3) 指定工事店が、第11条第2項の規定に基づき指定を取り消されてから2年を経過していない場合</p> <p>2 前項第3号の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日